

労働基準関係法令違反に係る公表事案

福島労働局

最終更新日：令和4年11月30日

企業・事業場名称	所在地	公表日	違反法条	事案概要	その他参考事項
鹿島総業（株）	福島県南相馬市	R3.12.10	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第164条	車両系建設機械を用いて作業を行うときに、主たる用途以外の用途に使用させたもの	R3.12.10送検
（株）タムラルフ工業	福島県二本松市	R4.1.13	労働基準法第24条	労働者2名に、7か月間の定期賃金合計約150万円を支払わなかったもの	R4.1.13送検
アジア海洋（株）	東京都中央区	R4.3.25	労働安全衛生法第22条 高気圧作業安全衛生規則第34条	潜水業務において、潜水前に潜水器を点検しなかったもの	R4.3.25送検
（有）二本松坂本産業	福島県二本松市	R4.6.1	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第532条の2	ホッパー上部での作業にあたり要求性能墜落制止用器具を使用させなかったもの	R4.6.1送検
（有）上神工業	福島県いわき市	R4.9.2	労働安全衛生法第100条 労働安全衛生規則第97条	4日以上の休業を要する労働災害が発生したのに、遅滞なく労働者死傷病報告書を提出しなかったもの	R4.9.2送検
（有）森組	福島県郡山市	R4.10.11	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第155条	車両系建設機械を用いて作業を行う際、あらかじめ作業計画を定めていなかったもの	R4.10.11送検
（株）鈴民建設	福島県いわき市	R4.10.18	労働安全衛生法第100条 労働安全衛生規則第97条	4日以上の休業を要する労働災害が発生したのに、遅滞なく労働者死傷病報告書を提出しなかったもの	R4.10.18送検
田母神建設（株）	福島県郡山市	R4.10.19	労働安全衛生法第26条 労働安全衛生規則第479条	立木の伐木作業を行う際、一定の合図を行った後、労働者が避難したことを確認しなかったもの	R4.10.19送検